

会議録

1 会議名

上越市入札監視委員会 令和7年度第2回会議

2 議題（公開・非公開の別）

【開会】（公開）

【挨拶】（公開）

【報告】（公開）

・発注状況について（市発注）

（ガス水道局発注）

【審議】（公開）

抽出案件の審議について

3 開催日時

令和7年9月18日（木）午後1時30分から午後3時00分まで

4 開催場所

上越市役所 4階 401会議室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：今本委員長、井部副委員長、伊藤委員、福本委員、竹内委員、宝池委員
・事務局

上越市：佐藤契約検査課長、竹田参事、横田副課長、工藤係長、松井係長、
春日主任

ガス水道局：佐藤総務課長、森口副課長、金井係長、鹿住主事
(審議案件担当課等)

スポーツ推進課：丸田主任

建築住宅課営繕室：佐藤主任

生活環境課：中島係長

文化行政課：新保課長、羽深主任学芸員

地域医療推進課：武藤係長、丸山主任

道路課：三原田係長、日向技師

産業立地課：雲田係長、村中主任

ガス水道局下水道課：阿部主任

ガス水道局下水道センター：小松原係長、渡邊主任

ガス水道局総務課：近藤係長

8 発言の内容

【開会】

佐藤契約検査課長： 本日はご多用のところ、また、お足元の悪い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日の進行を務めさせていただきます、契約検査課佐藤と申します。よろしくお願ひいたします。

佐藤契約検査課長： それでは、会の開催の前にお手元の資料の確認をお願いいたします。

事前に送付いたしました資料としまして、次第、資料1-1(発注状況総括表市発注分)、資料1-2(発注状況総括表ガス水道局発注分)、資料2(抽出案件の概要)でございます。

それから本日配布させていただいた資料としまして、委員名簿、座席表、第1回会議における質問事項への回答(追加資料)、以上でございますが、おそろいでどうか。

佐藤契約検査課長： 続きまして会議の出席委員数についてですが、本日の出席委員は6名全員の方が出席していただいておりますので、上越市附属機関設置条例施行規則第3条第2項の規定により、開会の要件である半数以上に達していることをご報告させていただきます。

それでは、只今から「上越市入札監視委員会 令和7年度第2回会議」を始めさせていただきます。

なお、上越市では市政への理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進するために、審議会等の会議を原則として公開し、市民の皆様から傍聴していただけるようにしておりますので、あらかじめご了承いただきたいと思います。

また、傍聴される方につきましては、会議中のご清聴について、ご理解とご協力を願いいたします。

始めに今本委員長からご挨拶を頂戴した後、上越市附属機関設置条例施行規則第3条第1項の規定に基づき、以降の進行は委員長からお願いしたいと思います。それでは、今本委員長よろしくお願ひいたします。

【挨拶】

今本委員長： 本日はお忙しい中、この会議にお集まりいただきましてありがとうございます。

上越市の方も先々週は大変な雨で、私はちょうど信州大学に仕事があって、直江津経由で行こうと思っていましたら、直江津が冠水しているようで、何とかバスで行けたので良かったのですが、大変だったのかなと思います。

そういうこともあって今日も新潟市の方は行けるのかなと思うく

らいの雨が降っていましたが、このような関係の工事もおそらく今後増えると思われますので、この入札監視委員会の業務の方も、ますます重要性が高まるかと思います。

ここでしっかりと議論をしていければと思いますので、本日もよろしくお願ひします。

【報告】

(1) 発注状況について

今本委員長： それでは、早速次第に沿って進めさせていただきます。

まず、「2 報告」の「(1)発注状況について」のうち、「市発注分」について、事務局から説明をお願いします。佐藤契約検査課長お願ひします。

(市発注)

佐藤契約検査課長： 資料 1-1 に基づき説明

今本委員長： どうもありがとうございました。

それでは只今の事務局の説明に対し、ご質問やご意見がありましたらお願ひします。

竹内委員： 資料 1-1 の表の見方を少し教えていただきたいです。

「令和 7 年度発注状況総括表【工事】」でいうと、予定価格があつて、その平均落札率が 92.83% で表に記載されている件数が確定した、ということだと思いますが、例えば令和 7 年度の第一四半期のところで 92.83% の平均落札率なので、逆算していくと予定価格は 24 億 1,541 万円で契約金額が 22 億 4,222 万 5 千円です、というように読み取ってよろしいでしょうか。

佐藤契約検査課長： 落札率というのは竹内委員がおっしゃる通り、予定価格に対して幾らで落札したか、というのが 1 件 1 件何 % で出てまいります。その % を平均したのが平均落札率になりますので、22 億 4,200 万を平均落札率 92.83% で除したものが予定価格の総額ではなく、1 件 1 件の落札率の平均がこの率ということになります。

そうでないと大きな金額に数字が引っ張られてしましますので、あくまで率の平均という形で行っているところでございます。

竹内委員： わかりました。

あと 1 点、おそらく今回もこの委員会の資料が上越市のホームページに掲載されると思います。

今説明を受けた中で、増減の原因を数件言わせていましたが、それを箇条書きでどこかに記載できないでしょうか。

佐藤契約検査課長： 次回資料から、主な要因ということで、代表的なものを書くように検討させていただきたいと思います。

竹内委員： 素朴に何か記載があった方がいいのでは、と思いました。

佐藤契約検査課長： わかりました。ありがとうございます。

今本委員長： 貴重なご意見ありがとうございました。

他に何かありますでしょうか。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： 私も理由等の記載はあった方がいいと思いますので、次回からお願い出来ればと思います。

今本委員長： それでは続きまして、「ガス水道局発注分」について、事務局から説明をお願いします。

(ガス水道局発注)

佐藤総務課長： 資料 1-2 に基づき説明

今本委員長： ありがとうございました。

それでは只今の事務局の説明に対し、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、以上で「2 報告」については終わりたいと思います。

【審議】

抽出案件の審議について

今本委員長： それでは続きまして、次第の「3 審議」に移ります。

今回の審議案件は、伊藤委員から 10 件を抽出していただきました。

お忙しいところありがとうございました。

抽出理由については、資料の下段に記載しておりますが、伊藤委員の方から補足説明をされる場合は、事務局説明の前にお願いします。

審議については、各案件について事務局が説明を行った後、委員の皆様からご意見、ご質問をいただき、事務局が回答するという形で進めてまいりたいと思います。

案件の担当部局の担当者からも同席をいただいているが、同席されている担当の方は、発言される際、最初に部署名と名前を言っていただいてから、回答いただくようお願いします。

《No.1 上越市立オールシーズンプール プール室用空調機蒸気コイル交換工事》

今本委員長： それでは、No.1 上越市立オールシーズンプール プール室用空調機蒸気コイル交換工事ですが、指名競争入札で、落札率が 100% である理由及び入札状況が知りたいということで抽出していただきましたが、何か補足はありますか。

伊藤委員： 特にありません。

今本委員長： わかりました。それでは事務局の説明をお願いします。

横田副課長： 1 件目の案件ですが、上越市立オールシーズンプール プール室用空調機蒸気コイル交換工事になります。工事の概要は資料の通りになっております。本件については、落札率 100% ということで抽出してい

ただいております。

この契約の入札は、指名競争入札により行いましたが、2者から事前に参考見積書の提出を受けておりまして、そのうち、低い額の方を予定価格として設定したものです。

入札において、1者が予定価格と同額で応札し、その他の業者は辞退又は棄権されたため、落札率が100%となったものです。

今回交換する蒸気コイルですが、既製品ではなくて、特注の品物となりますので、メーカーから現地確認をして設計をしてもらう必要がありますが、対応できるメーカーが少ないということです。

このような特殊性がありまして、応札業者が1者となったものと思われます。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

今本委員長： ありがとうございました。

それでは只今の事務局の説明について、何かご質問等ありましたらお願いします。

1点よろしいですか。今の説明だと、元々この北陸工業㈱が、交換前の蒸気コイルを設置した業者であった、ということでよろしいでしょうか。

丸田主任： 蒸気コイルの交換事体は温室が出来てから今回初めてになりますので、建築された当時は北陸工業㈱ではない業者が設置していますが、その後の機械類の更新に関しては、北陸工業㈱に行ってもらっている工事が多い状況です。

今本委員長： わかりました。ありがとうございます。

他、何かありましたらお願いします。

今本委員長： すみません。1点確認ですが、辞退と棄権というのはどう違うのでしょうか。基本的なことを聞いて申し訳ないです。

松井係長： 辞退というのは辞退届が出たもので、棄権というのは辞退の意思が無かったものです。

今本委員長： 当日無断で来なかつた、というのが棄権ということですか。

松井係長： 今回の案件は電子入札システムで行ったのですが、電子入札システムに辞退という意思表示がなかった方です。

今本委員長： 何も意思表示をしなかつた、というのが棄権、ということでいいですか。

松井係長： はい、そうです。

今本委員長： わかりました。

他、いかがでしょうか。

宝地委員長： 落札率100%について聞きたいのですが、2者のうちの低い方の参考見積額がそのまま予定価格になったということですけれども、普通

一般常識的に考えれば見積書をもらい、それを市で精査して高い、安い、を吟味するわけですから、参考見積額と同じ価格を予定価格に設定するというのはちょっと納得がいかないです。

例えば、もう1者からも参考見積書を徴収しているわけですから、そちらの方の参考見積書がもしかして正しいかもしれません。

個人的に言えばですが、家を作るとなればA者、B者から見積書を徴収し、A者の安いところとB者の安いところをくっつけ合わせたりして私は作成するため、参考見積書も安くなっているのが普通だと思っています。

予定価格が参考見積額と同額になっているということは、何も精査していないのかと疑問に思います。

春日主任： 参考見積書を徴したときに、100円で出来ると言わされたものを市の方で90円にして予定価格にする、ということは法律で禁止されています。

そのようなものは国に関しても、設計の単価を作るにしてもですが、設計はこのようにやってください、その中でも、落としてきた金額がここまでなら落札決定を出してもいい、逆にものすごく安いところについては落札決定できない、というような仕組みの中で、先程申し上げましたが、100円で出来ると言わされたものを、95円、90円にすることは、市の方ではできません。

例えばA、Bというような項目が工事であった場合に、項目Aの方は得意なので安く出来るが、項目Bの方は不得意なので少し高い、総合的に見て、項目Aの方は得意だが、項目Bの方は不得意だというような2者があつて、逆に項目Bの方は得意だけど項目Aの方は不得意だ、という業者があつたときに、そのいい方だけを取ると、落札がおそらくできないと思います。

ですので、予定価格は良いとこ取りで都合の良いようには作れないのです。

そのために例えば工事の土木関係、また建築関係であると設計書があり、単価が決められていますので、安くなるのが当然、这样一个考え方での予定価格は作れない、ということになっております。

宝地委員： 先程私が言ったA者が安すぎると言ったのはあくまでも例に言つたわけで、今の話だと、例えば、A者が95円、B者が90円であればその差は、どこから生まれてきているのか、精査しているのですか、という質問です。

春日主任： 国や県で単価が設定されていないものに対して、仕様書を基に参考見積書を作つて頂きます。

例えばエアコン工事が、その年についてはものすごく発注をいっぱ

い受けていて、1つあたりの機器が安い価格で取れるような業者もあるわけで、毎回の工事案件に対して精査するのは難しいと思います。

宝地委員： 私が考えるのは、例えば100円で提出があった参考見積書を市で精査したら、見積額があまりにも安すぎるため、105円になる場合もあると思います。そうなれば、落札率は当然97.8%であっても不思議だが、参考見積書がそのまま100%予定価格になるのはどうも合点がいかないです。

春日主任： 100円で提出してきた参考見積書を精査後に105円とする場合、というのは、どういう状況でそのようになりますか。

宝地委員： 例えば、それは市の都合で100円なのですから、また、一般的な常識でこれは100円では出来ないとなった時に、A者は100円で出来ると言ってきていても、先程の話、B者は103円、怪しい業者は95円、それを市で精査し、これは誰が考えても105円が妥当だ、という線があっても不思議はないと思います。

春日主任： 同じ工事というのはなかなか無いですし、市場価格というものを、その設計単価とすることはあります。

工事に対しての設計単価がありますが、設計出来ない内容を仕様書として作成し、業者に参考見積書を頂いていますので、それに対してまた市の方で色々調べていたら、もう正直仕事が進んでいかないです。何件もある中でそれをやっていくことはおそらく出来ないと思います。

宝地委員： わかりましたが、少し合点のいかない回答でした。

今の話を聞けば、忙しくてそこまで精査ができません、業者が100円ができると言っているなら100円でいいじゃないですか、という回答でしたからね。

佐藤契約検査課長： 少し補足させていただきます。

先程担当課の方からこのプール室用空調機蒸気コイル交換工事は建築以来初めて行ったもので、特殊なものです、という話をさせていただきました。ですので、同じような工事はほぼありません。

先程、春日が言っていますように、工事等であれば積算項目というのが国や県から単価が公表されていますが、そこに無い項目というのは、やはり工事業者に実勢価格としてどれぐらいかかるのか、要は市の方で積算できない項目については、見積書という形で頂戴し、設定する、というような形をとっていますので、今回は特殊な工事で、かつ市の方で積算が出来ない内容の工事でしたので、見積書を参考に予定価格を設定させていただいた、ということでご理解いただければと思います。

宝地委員： 本案件は14者に指名していますが、おそらく今程言った説明でわ

からない業者も半分以上あると私は思います。

あくまでも推測ですが、こういう仕事があるというなら、設計したこともない、見積したことないので辞退します、というのはおそらく少ないけれどあると思います。

佐藤契約検査課長： そうですね、結果としてその特殊な工事であったがために、ほとんどの業者が辞退されたというのは宝地委員のおっしゃる通りだと思います。

今本委員長： 予定価格があった上で、入札をするわけですから、そこでまた値段が確定していく、ということになるかと思うので、予定価格の時点での取引価格を決めるわけではないです。

宝地委員： そのように特殊な工事なのであれば、もう初めから随意契約にした方がいいですよね。

今本委員長： 随意契約というのはやはり例外ですから、本案件はやはり入札が基本ではないですか。

佐藤契約検査課長： 当然入札が基本ですが、この工事の内容が本当に特殊であり、先程担当課の方から説明させていただいたような、どうしてもこの業者しか出来ないということが事前にわかっている内容だったのであれば、随意契約という道もあったのかな、というようなことで理解している、ということです。

今本委員長： わかりました。ありがとうございます。

他、いかがですか。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.1 の案件は、これで終わりたいと思います。

«No.2 牧中学校特別教室空調設備設置工事»

今本委員長： 続きまして、No.2 牧中学校特別教室空調設備設置工事について、落札率 55.28% でかなり低く、予定価格を大きく乖離している理由を知りたいということですが、何か補足ありますか。

伊藤委員： ありません。

今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

横田副課長： 2 件目の案件は、牧中学校特別教室空調設備設置工事になります。工事の概要は資料の通りです。本件は、落札率 55.28% でかなり低く、予定価格と大きく乖離しているということで、抽出していただいております。

本工事は、最低制限価格を設定せず、入札額が予定価格の 85% を下回る結果となりましたので、すぐに落札を決定せず、価格が妥当か、見積内容と仕様書の中身に相違がないか調査をする低入札価格調査を行いました。

当課の職員と仕様書を作成した担当課の職員が同席し、業者とその

入札額に応じた詳細な見積書の提出を求めまして、聞き取りを行いながら調査した際に業者の方からは、得意先である仕入れ企業の協力もあり、空調機器を安価に仕入れることができたとのことを確認しております。

このような理由で、低い落札率となったものと考えております。

今本委員長： ありがとうございました。

それでは、ご質問等がありましたらお願ひします。

竹内委員： すみません。教えてください。

税抜きで1,800万ぐらいの工事ですが、これはどこにも参考見積書をお願いしておらず、予定価格は市の方で独自に何か算出したという認識でよろしいでしょうか、というのが1点。

おそらく今程の説明の中で、各社に聞いて何かしていますが、1位の島津工業㈱の1,000万から7位の頸城水道㈱の2,550万は2.5倍以上のすごい差があるのを見て、何かあったのでしょうか、というこの2点を教えてください。

佐藤主任： 今程のご質問ですが、今回の案件はこちらの方で積算いたしました。積算ルールがありまして、県単価表を用いたり、業者から参考見積書を徴収したりして設計額を作成しております。

入札金額がかなり開いている、というご質問ですが、推測も少しありますが、各業者さんの方で取引があるメーカーですとか、下請けの施工業者に調査しまして、価格を決定して入札していると思うのですが、この差がこの開きになっているのかなと思います。

竹内委員： 今程の説明の中にありましたが、県単価とかそのような単価でわからないところだけ業者に聞いた、ということですよね。

佐藤主任： そのとおりです。

竹内委員： つまり県単価と、業者より聞いた単価を組み合わせて、市の方で独自に、これなら1,800万という予定価格を算出した、ということでよろしいでしょうか。

佐藤主任： 県単価表に掲載のあるものについては、県単価表を用いて、計算のないものについては、参考見積書を徴収している、ということになります。

竹内委員： あと1点、市の入札の仕組みを教えてもらいたいです。

おそらく電子入札かもしれません、先程言ったように、推察が入っているというような言い方をすると、入札額は1案件に付き1つですが、中身の大まかな内訳の金額は合ってくるのでしょうか。

入札額が一番低い業者に決まって、あとはもう、正直中身はないという。認識でよろしいでしょうか。

春日主任： 電子入札システムですが、竹内委員のおっしゃられた通り、入札額

がまず1つありますて、それに対する工事費内訳書と言いますが、そちらの積算の内容が項目ごとに金額があって、その入札額に合うよう、提出するものになっております。

工事費内訳書の中のどの項目が高い、安いというのは関係なく、積算され合計されたもの、入札額で決定となります。

竹内委員：　はい、わかりました。

ただ、これから後の工程を考えると時間が無い、と言われたことについてですが、何か分析しておくと面白い結果になるといいますか、これからこういうエアコンに関する工事等の場合に、非常に参考になるのかな、と私は思いました。以上です。

今本委員長：　他、何かございますか。

宝地委員：　参考までに教えてください。

今回はエアコンの工事ですが、仕様書スペックの中に、製造年は入りますか。

佐藤主任：　入りません。

宝地委員：　わかりました。入札額の差が1,000万以上ありますから、米で言えば古米と古古古米では値段が全然違うので、エアコンであっても今年作られた物か、3年前に作られた物が倉庫に売れ残っていて、それを使ってもいいのかどうか、そこが少し疑問でした。

性能さえ満たしてれば使用しても大丈夫ということですね。

佐藤主任：　そのとおりです。

宝地委員：　はい、了解しました。

今本委員長：　他、いかがでしょうか。

全委員：　(意見等なし)

今本委員長：　なければ、No.2の案件は、以上で終わります。

《No.3 汚泥リサイクルパーク No.2 計装コンプレッサー取替修繕工事》

今本委員長：　続きまして、No.3 汚泥リサイクルパーク No.2 計装コンプレッサー取替修繕工事ということで、こちらの方、汚泥リサイクルパークの契約は他に8件あり、この期間に集中した理由とその必要性を知りたいということで、抽出していただきましたが、何か補足はありますか。

伊藤委員：　ありません。

今本委員長：　それでは、契約検査課の横田副課長お願いします。

横田副課長：　3件目の案件は、汚泥リサイクルパーク No.2 計装コンプレッサー取替修繕工事になります。工事の概要は資料の通りです。

本件は汚泥リサイクルパークの契約が他に8件あり、その期間に集中した理由とその必要性を知りたいということで、抽出していただいております。

理由としましては、当初予算で計画された修繕につきましては、業

者の負担が軽減するように、なるべく早期発注を努めていることから、契約期間が年度当初の5月から6月に集中しています。

そして汚泥リサイクルパークは、し尿処理場でありまして、どの修繕項目も特殊部品や特殊機器が多く、部品は製作から納期まで最低3ヶ月、最長で6ヶ月以上の納期がかかるものもあります。

また、実工事についても、書類を提出することなく施工するため、施工計画の作成にも時間を要します。

以上のことから、年度当初のなるべく早い時期に契約して、業者の準備がスムーズに行われ、無理のない工程を組むことから、契約日が年度当初の同じ期間に集中したものと考えております。

今本委員長： ありがとうございました。

只今の事務局の説明に対し、ご質問等がありましたらお願ひします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： それでは次の案件に移りたいと思います。

《No.4 神田茨山窯跡整理業務委託》

今本委員長： No.4 神田茨山窯跡整理業務委託ですが、インターネット上で公表されている変更契約金額と当初変更金額が異なる。減額となる理由は何かということで抽出していただきました。何か補足はありますか。

伊藤委員： ありません。

今本委員長： はい。それでは、契約検査課の松井係長、説明の方お願ひします。

松井係長： 今回、伊藤委員に送付しました審議案件用の抽出資料につきましては、当初契約額のもので、おそらく伊藤委員がご覧になったインターネット上で公表されている金額というのは、変更契約結果をご覧になったのだと思います。ですので、金額が異なっております。

今回金額が異なる理由につきましては、当初契約後、仕様書に記載のある業務のうち、自然科学分析について受託者との協議により、分析資料の減額と新たな分析の増額がありまして、差し引きで減額の変更契約を行ったものです。

今本委員長： はい。ありがとうございました。

それでは何かご質問等ございましたらお願ひします。

竹内委員： あまりこだわるわけではないのですが、この1社が参考見積書を4,255万で提出され、実際の契約時の見積書は4,200万で、端数を切り捨てたという認識でよろしいでしょうか。

佐藤契約検査課長： 今回の案件は随意契約で、その理由も中段に書かしていただいておりますけれども、発掘の業務で、その現場で発掘作業してから調査報告書の刊行をもって終了する一連の作業になりますので、当初、現場で発掘した業者に、最後のこの調査報告書の過去までをやっていただ

くということから随意契約したものでありまして、予定価格の設定、実際の落札額につきましては、今ほど竹内委員がおっしゃる通り、と考えていただいて結構です。

竹内委員：　はい、わかりました。

今本委員長：　他、いかがでしょうか。

全委員：　（意見等なし）

今本委員長：　なければ、No.4 の案件は、これで終わりたいと思います。

『No.5 上越市病院事業経営改善支援業務委託』

今本委員長：　続きまして、No.5 上越市病院事業経営改善支援業務委託について、随意契約にした理由及び選定業者の基準などについて、知りたいということで、抽出していただきましたが、何か補足はありますか。

伊藤委員：　ありません。

今本委員長：　それでは、契約検査課の工藤係長、説明をお願いします。

工藤係長：　この契約の概要につきましては、上越地域医療センター病院に係る経営の現状分析、分析結果に基づく経営改善施策の立案、及び経営改善施策の実行に向けた助言指導などを委託するものです。

この契約については、㈱日本経営との1者随意契約により行っておりますが、その理由としましては、その業者は新潟県における地域医療構想の議論の土台となる将来人口や医療需要の推計分析、各病院の機能の分析評価などの全般を新潟県から受託しております、上越医療圏において上越地域医療センター病院が果たすべき役割を踏まえつつ、地域医療構想の議論と整合のとれた経営分析、経営改善の提案ができると考えられたため、というのが理由です。

今本委員長：　ありがとうございました。それでは何か質問等ございましたらお願いします。

すみません、業者の選定ですが、これは何かずっと㈱日本経営が継続的にこの経営改善支援業務をしていた、という理解でいいですか。

武藤係長：　この経営改善支援業務は今年度より開始したものでございます。

今本委員長：　わかりました。

㈱日本経営が随意契約することになった経緯が今の説明では少しわかりにくいところがあったと思いますが、県から何か提示があったのでしょうか。

武藤係長：　今回この経営改善支援業務を外部のコンサルタント業者へ委託するに至った理由としましては、昨年の12月にセンター病院の改築に向けて老朽化が著しいところもあるため、これまで必要な基本計画の見直し等を行ってきましたが、外部環境の変化、または診療報酬の改定などで非常に経営が厳しく、将来見通しのなかつたこともありましたので、改めて安定経営を見通すために、外部のコンサルタントの

力をここで初めて借りて経営改善に取り組みたい、というように考えました。

また、この事業は4月から開始したところでございます。

今本委員長： わかりました。ありがとうございます。

他に何かございますか。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.5の案件は、以上で終わりたいと思います。

『No.6 道樹委第7-1-3号 道路除草業務委託』

今本委員長： 続きまして、No.6の案件です。道樹委第7-1-3号 道路除草業務委託ですが、他の除草業務の大半は指名競争入札だが、本件の除草業務を随意契約にした理由を知りたいということで抽出していただきました。何か補足はありますか。

伊藤委員： ありません。

今本委員長： それでは、契約検査課の工藤係長説明をお願いします。

工藤係長： この委託業務の概要は、市内各所の市道等の歩道及び植樹帯の除草を行うものです。

この契約を随意契約としましたのは、地方自治法施行令及び、上越市財務規則で定められている随意契約ができる理由の1つとして、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約、というものがありまして、それを行ったものになります。

除草関係の委託契約はご指摘の通り数多くありますが、内容や業務量がそれぞれ異なっておりまして、例えば、大型の草刈り機を必要とするものについては、土建業者に委託、庭園の整備、庭の整備を必要とするようなものについては、専門の造園業者に委託、樹木の伐採を伴うものについては、林業事業者に委託するといった具合に、委託業務の内容に応じて、適切な業者を指名して、入札を行うことを基本としております。

この契約案件につきましては、手作業による草刈業務という比較的軽易な業務でありますことから、高齢者の雇用の確保の観点から、シルバー人材センターへの委託が適当と考えたものです。

今本委員長： ありがとうございました。

それでは只今の事務局の説明に対し、何かご質問等ございましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.6の案件は、以上で終わりたいと思います。

『No.7 物件調査再算定業務委託』

今本委員長： 続きまして、No.7の案件ですが、物件調査再算定業務委託ということで、再算定をする必要性について知りたいということと、本件につ

いての背景や内容について知りたいということで、抽出していただきました。何か補足説明はありますか。

伊藤委員： ありません。

今本委員長： それでは契約検査課の松井係長、説明をお願いします。

松井係長： 契約の概要につきましては、資料の通りになっております。

この契約につきましては、大潟工業団地の造成に伴い、令和5年度の物件調査業務委託で行った物件調査をもとに、最新単価で再算定を行い、大潟工業団地の用地を取得するため、再算定を行った物件補償費により地権者と用地交渉を行ったものです。

事業の概要、詳細につきましては、担当課の方から説明をいたします。

村中主任： 現在、企業の事業拡張が現状でありますと、企業の受け皿となる工業用地を早期に確保する必要があることから、開発面積約14ヘクタールの大潟工業団地の整備に向けた取り組みを進めております。

令和5年度に事業に着手いたしまして、用地測量、物件調査算定、不動産鑑定など、用地取得に必要な委託業務を行い、併せて地権者説明会を開催し、令和5年度内の用地取得を目指していたところです。

しかしながら、すべての地権者から合意をいただくことができず、用地交渉に時間を要してきましたが、1年あまりの交渉の結果、令和7年度当初にすべての地権者から合意をいただくことができたため、6月に再度地権者説明会を開きまして、7月から8月にかけてすべての地権者と仮契約を締結し、この度の9月の市議会で用地取得に関する議案を提出したところです。

仮契約は市議会の議決をもって本契約となりますので、議決後は令和8年度末の分譲開始を目指して、事業を進めて参りたいと思っております。

今本委員長： ありがとうございました。

それでは、何か質問等ございましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.7の案件は、以上で終わりたいと思います。

この後にガス水道局から、追加資料の説明をお願いしたいと思いまして、ガス水道局の案件に移る前にお願いできればと思います。

よろしくお願ひします。

金井係長： それでは本日、追加でお配りさせていただきました、資料をご覧いただきたいと思います。

前回の本委員会におきまして、竹内委員より可燃性ガス検知器等定期点検業務委託の過年度の受注業者に関する質問をいただきましたが、その場で十分な回答ができませんでしたので、事前に委員長の承

諾を受けまして、本日この場をお借りして、ご説明をさせていただきます。

前回の質問の趣旨は、可燃性ガス検知器等定期点検業務委託について、過年度の受注者を知りたいということでありましたが、直近5カ年度における発注状況は、お示ししたとおりとなっております。

特段偏り等はないものとなっていると思っております。

今本委員長： ありがとうございました。

それでは、何か質問等ございましたらお願ひします。

全委員： (意見等なし)

『No.8 上越市公共下水道 上越処理区管渠耐震診断調査業務委託』

今本委員長： それでは、No.8 上越市公共下水道 上越処理区管渠耐震診断調査業務委託の案件であります。こちらの方ですけど、指名競争入札で落札率100%である理由及び入札状況を知りたいと。

また調査日数と調査内容を知りたい。契約金額の妥当性についてということで、抽出をしていただきました。

それでは、こちらの方はガス水道局総務課の金井係長の方から説明をお願いします。

金井係長： この業務委託は、合計200mmから1650mmの下水道管1069.8mの耐震診断を行うものです。

続きまして本件の抽出理由及びその説明をいたします。

抽出理由として、指名競争入札で落札率が100%である理由及び入札状況を知りたい。また、調査日数と、調査内容を知りたい。契約金額の妥当性についてということであります。

本案件は、設計積算することができない業務内容のため、担当課において仕様書を作成し、その仕様書を基に2者から参考見積りをいただき、担当課にて内容を確認し、最低価格を設計金額といたしました。そしてその設計金額を基に予定価格を決定しています。

本案件では、参考見積り依頼の2者を含む12者を指名し、全者から入札を受けましたが、予定価格と同額で入札し、落札したものであり、結果として落札率が100%となったものであります。

調査日数につきましては、令和7年6月4日から令和8年3月13日までの283日間となります。

調査内容は、対象箇所に布設された下水道管やマンホール等について、土質データや河川護岸の整備状況等を基に耐震性能を評価し、耐震化の必要性について調査診断を行うものとなります。

契約金額については、他の11者の入札金額と比較しても安価であることから、妥当な金額であると考えております。

今本委員長： ありがとうございました。

それでは今ほどの説明につきまして何か質問等ございましたらお願ひします。

伊藤委員： 今回の調査業務は、これは上越市内的一部分というか、もう全広域でやられたのか、もし一部、上越市的一部分だけだとすれば、今後もまたこういう調査業務というのがあるっていうことでしょうか。

全体のなかの一部なのか、今後の調査が必要なものなのかということです。

阿部主任： 今回の箇所につきましては、一部分になります。

昨年度、上越市公共下水道の総合地震対策計画というものを設定しまして、それが 5 か年計画となっております。

その中で、今回抽出された部分について耐震診断、調査を行いました。

今後につきましては、私の方で今、把握できておりませんけれども、5 か年計画の中で、今年度は 1069.8m を調査するということになります。

今本委員長： 他、いかがでしょうか。

なければ、No.8 の案件は以上で終わりたいと思います。

《No.9 消化ガス発電設備点検業務委託》

今本委員長： 続きまして、No.9 の案件です。

消化ガス発電設備点検業務委託につきまして、随意契約にした理由と選定業者の基準を知りたいということで抽出していただきました。

それでは、金井係長説明をお願いします。

金井係長： この業務委託は、藤野新田地内、下水道センターにおいて汚泥処理中に発生するメタンガス等を燃料にして発電を行う、消化ガス発電設備、8 台等の分解整備、点検調整を行うものです。

なお、発電した電気は、下水道センター内で自家使用しております。

抽出理由として随意契約した理由及び業者選定の基準などということであります。

本案件の発電機は、汚泥から発生したメタンガス等を燃料とするなど、特殊な構造、機構をしており、他者が扱うことができないものであり、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項において、これが随意契約のことになるんですが、契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするときは、随意契約ができると規定されており、今回は、この規定に該当することから、製造元である業者と随意契約を行いました。

今本委員長： ありがとうございました。

今ほどの説明につきまして何か質問等ございましたらお願ひします。

今本委員長： この発電機は、ヤンマーエネルギーシステムしかつくれないっていう理解でいいでしょうか。元々は入札を行っていたのでしょうか。

小松原係長： この発電機自体が、ヤンマーエネルギーシステムが開発した発電機であり、開発したメーカーに間違いないメンテナンスをしていただくという考え方のもとで委託事業を行っております。

宝地委員： 工事は特殊なんでしょうけども、他の業者に汎用性がないものなのでしょうか。1者にお願いすればずっとこれらの点検もずっとこの業者することになってしまいます。

小松原係長： 本対象機器は汎用性が低いものとなっており、今後のメンテナンスもヤンマーエネルギーシステムにお願いすることになると思われます。

宝地委員： 政策というか、最初に何か理由があってこの会社になったのではないかですか。

小松原係長： 設置時はいくつかの業者の中から選定しており、ヤンマーエネルギーシステム以外の業者も含めて競争を行った結果、ヤンマーエネルギーシステムに決まったことになります。

宝地委員： こういう特殊な仕事は代理店を通すことはないですか。

小松原係長： ヤンマーエネルギーシステムは県内に代理店はなく、金沢にある北陸支店にメンテナンスを行ってもらっています。

今本委員長： 他はないですかね。

それではなければ、最後のNo.10 の案件に移ります。

『No.10 ノートパソコン』

今本委員長： ノートパソコン、購入に至った経緯や必要スペックの基準、1台当たり 18 万円である予定価格の算出方法なんかを教えて欲しいということで、抽出していただきました。

それでは、同じく金井係長、説明をお願いします。

金井係長： これは、ノートパソコン、45 台他を購入するものです。

抽出理由として購入に至った経緯必要スペックの基準、1台当たり 18 万円、予定価格の算出方法などということあります。

本案件は、職員が使用するパソコンをデスクトップパソコンからノートパソコンに段階的に切り換えていくために、計画に沿ったパソコンの購入となります。

必要スペックの基準に関しましては、家電量販店で販売されている個人向けパソコンとは異なり、ユーザー管理や、アクセス制御等の機能を有する法人向けのパソコンであること、及びシステムへのリモートアクセスアクセス等の負荷軽減のためにメモリを 16GB 以上している以外は、特別、高スペックのパソコンというわけではなく、一般的な事務作業が円滑に行える程度のパソコンとなっております。

予定価格の算出にあたっては、市内本社業者のうち、当局に納入実績がある 1 者及び近隣の 1 者の合計 2 者から参考見積りをいただき、そのうちの最低価格を予定価格としております。

今本委員長： ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして何か質問等ございましたらお願ひします。

井部副委員長： 納入場所に住所書いてあるんですけどこれってどこでしようか。

金井係長： 納入場所はガス水道局の本局庁舎になります。

井部副委員長： 今回 OA 機器ということで、パソコンは納品して最初セットアップとか先ほど質問の中にもあったネットワークだとか、そういったところの設定も必要かなと思うんですけど、今回のこの発注は、パソコンとマウスの物だけでそういったネットワークのセットアップだとかそういうものは含まれていないということでおろしいでしょうか。

近藤係長： 今回のノートパソコンに関しましては、本体とマウスの他に設定作業費が含まれております、ただ、ネットワークへの接続に関しては、当局の職員が行っておりますので、実際のところは、Windows のアップデート作業を最新のパッチを当てるといった作業、あとは、ネットワークにつなげるための設定値の確認、というところのみを業者の方にお願いしております。

井部副委員長： 入札価格にかなりの差があったけど、そういった労務の面に当たるところが大きかったというよりかは、今のご説明だと、そんなに設定のところの業務は少なかったのかなというふうに感じたんですけども本体の価格を安く仕入れられたというところで、この差がついたということでおろしいでしょうか。

近藤係長： 入札価格の中身の機種までは知りえないとところではありますが、こちら側から指定している仕様については、パソコンのスペックのみしか提示していないため、業者によっていろんなメーカーの様々なパソコンで、自分たちが仕入れられる一番安いもので入札をしていると思いますので、そのあたりで差が出たのかなと思っております。

宝地委員： 本日のパソコンは 45 台だが、ガス水道局には全部で何台ぐらいのパソコンがあるんでしょうか。

近藤係長： ノートパソコン自体は、最終的には 150 台くらいかなと思うんですけども、ただ実際にデスクトップパソコンでないと仕事ができないというか、システム的な制限があってデスクトップパソコンじゃないといけないとか、そういうものもありますので、職員数は 170 人以上いるんですけども実際 150 台くらいを配備する予定としています。

宝地委員： 先ほどの説明でメーカーの指定は特になかったっていうんですけども、これも、私の経験からいうと、大企業はみんなメーカー指定し

て1者にはしないと、それはその耐用年数であれ、OSの期限であれ、あともし壊れたとき1者だとすべてが全滅しちゃうんで、メーカーを変えているという話を聞いたんですけど、そういうことはしないのですか。

近藤係長： こちらがスペックしか指定しないというのは、例えばその市内の業者によつては、ここのメーカーしか取り扱えないというような業者さんがいると、その業者さんが入つてこられなくなつてしまつて、広く入札に参加していただくためにスペックのみを指定をして、このメーカーの指定は考えておりません。このスペックがあれば、基本的にはネットワーク内で動くと考えておりますので、問題ないかと思つています。

やはり年度ごとに、メーカーが違つてきており、今回は、ここのメーカーだったんだけども、去年は別のメーカーでしたというように、分散して落札されておりますので、あるメーカーがつぶれたからすぐに駄目になることは、今のところないと考えております。

今本委員長： 以上で「3 審議」は終了となります。

次回、令和7年度第3回会議の審議案件の抽出者については、井部副委員長となっております。井部副委員長、いかがでしようか。

井部副委員長： わかりました。

今本委員長： それでは、次回の審議案件の抽出者は井部副委員長といたします。
お忙しいところとは思いますが、よろしくお願ひします。

【閉会】

今本委員長： これで、本日の審議は全て終了しましたが、事務局から何かございまますか。

佐藤契約検査課長： まず1点目ですが、令和7年度第3回会議の審議案件抽出のご担当となりました、井部副委員長におかれましては、改めて事務局からご連絡させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから2点目ですが、次回の会議につきましては、12月下旬頃を予定しております。また皆様と日程調整をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

今本委員長： それでは、これで本日の会議を終了いたします。皆さん、お疲れ様でした。

9 問合せ先

契約検査課

TEL : 025-520-5644

E-mail : keiyakukensa@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。